

お父さんも取りやすくなりました。
 — 育児休業手当金の改正 —
 (平成22年6月30日から)

男女ともに子育てをしながら働き続けることができる雇用環境を整備するため、父母ともに育児休業がとりやすくなるよう法改正がされ、同時に育児休業手当金についても収入面から育児支援が行われるような制度となりました。

今まで、母(父)親が育児休業を取得したときは、父(母)親については育児休業を取得できず、また、育児休業手当金については、子が1歳に達するまでとされていました。今回、母(父)親が育児休業を取得しているときでも、父(母)親が同時に育児休業を取得することが可能となるよう育児休業法が改正となり、それに併せ、両親ともに育児休業を取得した場合には、育児休業手当金は子が1歳2か月に達するまでの間、1年間を限度として支給されることとなりました。

